

南相木村に住みたい！



①南相木村営住宅使用料補助金

通学に必要な交通手段



②村営バス料金無料事業

小学校の主な 補助事業

③学校給食費支援制度



④小学生海外研修事業

⑤国際交流職員制度

⑥スケートセンター利用補助



⑦小中学校卒業祝金交付事業



⑧福祉医療費給付事業

⑨インフルエンザ予防接種実施事業



その他の補助事業

⑩東北信市町村災害共済



⑪南相木村移住支援金



⑫親子留学保護者通勤費補助



⑬高校生等通学費補助事業

⑭奨学資金貸与事業

⑮奨学金等返済支援制度

⑯高校生海外研修事業

事業名	内容	対象	補助率等
①南相木村村営住宅使用料補助金	村営住宅入居者の住宅使用料を補助	村営住宅入居者で中学3年生以下の子供がいる者ただし、入居時に中学生である場合は対象外	本来家賃から1万円を控除した額
②村営バス料金無料事業	村営バスの無料乗車券を交付	65歳以上、小学生・中学生・高校生等、身体障害者手帳又は療育手帳の所有者	全額公費負担
③学校給食費支援制度	学校給食費を補助 (小学生全額中学生1/2)	小中学生の保護者	小学生無償 中学生1/2を補助
④小学校海外研修事業	パスポートの取得や事前学習を含め、オーストラリアの一週間ホームステイを通して、主体的に考え行動し国際社会に貢献できる児童を育成	南相木小学校6年生全員	パスポート申請費用、研修期間中のお小遣い、空港での飲食代のみ個人負担
⑤国際交流職員制度	ALTが小学校に常駐 週1～2回英語の授業を実施	南相木小学校児童全員	
⑥スケートセンター利用補助	スケートセンター利用料の補助	小学生とその保護者	利用料の半額(付添の保護者は無料)
⑦小中学校卒業祝金交付事業	卒業時にかかる経費等に対して祝金として交付	小・中学校卒業の対象となる子と養育者	1人につき3万円
⑧福祉医療費給付事業	医療費を助成	18歳以下、障害者、母子父子家庭、寡婦、非課税世帯の世帯主、非課税世帯の60歳～74歳	病院等の窓口での支払い 1回300円のみ自己負担
⑨インフルエンザ予防接種実施事業	インフルエンザの予防接種の費用を補助	住民全員	・村診療所で接種の場合の個人負担額 0～18歳・65歳以上:無料 それ以外:1,000円 ・村外医療機関受診の場合の補助 小学生以下:2,000円(2回まで) 中学生・高校生:2,000円 18歳以上65歳未満:1,000円 65歳以上:全額
⑩東北信市町村災害共済	交通事故で死傷した場合に見舞金を支払う	共済加入者(全額村負担)	見舞金 200万円(死亡) 2万円(傷害基礎) 2,000円(入院1日あたり) 他

事業名	内容	対象	補助率等
⑪南相木村移住支援金	南相木村への移住に対する経済的支援を行い、定住人口の増加を図る。	平成31年1月1日以後に南相木村に移住(転入)し、住民登録後継続して3年以上居住することを誓約できる方(18歳以下を除く)。※ただし、以下の方を除く。 ①出産、転勤その他の事由により一時的に住民登録する ②転入前の市区町村税を滞納している ③生活保護による公的扶助を受けている ④公務員である ⑤暴力団員等である	①18歳以下の者を扶養し同居する世帯:一律10万円 ②上記以外の世帯:一律5万円 ※転入から概ね2か月以内に要申請
⑬高校生等通学費補助事業	通学で利用する鉄道の通学定期券購入に対する補助	高等学校等に通学する学生と養育者	通学定期券購入費用の1/2
⑭奨学資金貸与事業	経済的理由により修学困難な者に対して奨学金を貸与	高等学校以上の学校に就学を希望しているが、経済的理由により就学困難な方	高校生:月額3万円(上限) 大学院生・大学生・短大生・専門学校生・海外留学生:月額6万円(上限)
⑮奨学金等返済支援制度	奨学金返済の補助	大学等に在学中に奨学金等の貸与を受け、現在南相木村に居住していて、引き続き居住する意思のある方	奨学金の返済額の2/3を補助(千円未満は切捨て) 10年間定住すれば残額の1/3を給付
⑯高校生海外研修事業	現地での語学研修、現地の人々との交流や異文化体験を通じて、豊かな国際感覚と日本人としての自覚と責任を身につけ、グローバル社会に貢献できる人材を育成	南相木村に在住する高校生	渡航費・滞在費・研修費に係る費用の1/2